

令和6年第4回町議会臨時会会議の経過 (11月25日)

議 長 皆様、おはようございます。

ただいまから、令和6年第4回山北町議会臨時会を開会いたします。

(午前9時30分)

それでは初めに、町長の挨拶を求めます。

町長。

町 長 皆さん、おはようございます。

本日は令和6年第4回山北町議会臨時会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たり、一言御挨拶を述べさせていただきます。

初めに、今年の夏は記録的な猛暑となりましたが、その暑さも遠ざかり、最近では秋の深まりを実感する季節となりました。寒暖差の激しい時期でもありますので、議員の皆様も体調に御留意し、お過ごしいただきたいと思います。

さて、町内におきましては、16日に西丹沢もみじ祭り、23日に産業まつり、24日に丹沢湖マラソン大会とイベントが続き、西丹沢もみじ祭りでは約650名の方が獅子鍋を囲み、西丹沢の紅葉と食を楽しまれ、産業まつりでは、新潟県村上市など災害時相互応援協定を締結した4の自治体の特産品の販売をはじめ、キャラクターショーやD52の運行が行われ、町内外から多くの方々が訪れました。

また、昨日開催された丹沢湖マラソン大会においては、大人から子どもまで、色とりどりのランニングウェアを身にまとったランナーの皆様が、紅葉で色づく丹沢湖湖畔を走られ、大変なにぎわいがありました。

このように、今月は大変多くのイベントが開催されたところではありますが、石田議長をはじめ議員の皆様におかれましては、御多用のところ、御参加をいただき誠にありがとうございました。

さて、令和6年第4回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、条例案件3件、令和6年度一般会計特別会計及び水道事業会計の補正予算案件5件、報告案件2件の合計10件を提出させていただきましたので、よろしく

御審議のほどお願い申し上げます。

なお、全員協議会におきましては、窓口キャッシュレスレジの利用について、ほか4件を御説明させていただき予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長 臨時会の議会運営について、本日午前9時から議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、委員長から審査報告を求めます。

議席番号1番、和田成功議会運営委員長。

1番 和田 皆様、おはようございます。

それでは、議会運営委員会の審査報告を申し上げます。

本日午前9時から役場401会議室において、委員全員、議長の出席の下、令和6年第4回山北町議会臨時会の運営について審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

提出議案は、お手元に配付されておりますように、条例改正3案件、補正予算5案件、報告案件2案件の合計10案件であります。

審議方法は、本会議即決とし、会期は本日1日限りとなりました。

なお、本会議終了後に全員協議会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の審査報告を終わります。

議長 議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、会期は本日1日限りと決定いたしました。

会議録署名議員に、議席番号1番、和田成功議員、議席番号7番、富田陽子議員の2名を指名いたします。

本日の議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議案第65号 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第65号 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改

正する条例の制定について。

山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年11月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、令和6年の人事院勧告に基づき、任期付職員の給与を改定するため提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長
企 画 総 務 課 長

企画総務課長。

それでは、議案第65号 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

初めに、議案第65号の説明の前に、令和6年度の任期付職員に係る人事院勧告の概要を御説明させていただきます。お手元に配付してあります資料1、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の概要を御覧いただきたいと思います。

任期付職員の条例改正は、これに準じて行うものでございます。

今回の給与改定の概要ですが、②の月例給については、全号給について、1万2,000円以上の改定を行い、令和6年4月から遡及適用するものでございます。次に④のボーナスについては、現行では年間3.40月分支給のところを、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当0.05月引き上げ、年間3.45月分とするものでございます。

資料下段の特定任期付職員の表を御覧ください。令和6年度の現行の支給月数は、12月が1.70月となっておりますが、1.75月に引き上げるものでございます。

それでは条例の説明をさせていただきます。1枚お開きください。

山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。新旧対照表で御説明いたしますので、もう一枚おめくりください。

第7条第1項は、給料月額について規定されております。第8条第2項は、期末手当の支給率等について規定されており、改正後の読替規定については、支給率については、人事院勧告分0.05月分を引き上げて、100分の175に改めるものでございます。

ここで2枚お戻りいただきたいと思います。

条例の附則でございます。

施行期日。

第1項、この条例、は公布の日から施行する。ただし、第7条第1項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

給与の内払。

第2項、改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第65号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないようですけれども、大丈夫ですか。

質疑がないので、議案第65号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、採決いたします。

議案第65号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第65号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第66号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第66号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年11月25日提出、山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、令和6年の人事院勧告に基づき、職員の給与を

改定するため、提案するものです。詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、議案第66号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案第66号の説明の前に、令和6年度の人事院勧告の概要を御説明させていただきます。

先ほど御覧いただきましたお手元に配付してあります資料1、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の概要をいま一度御覧いただきたいと思います。一般職についても、条例改正はこれに準じて行うものでございます。

今回の給与改定の概要ですが、①の月例給については初任給について、高校卒2万1,400円、大学卒2万3,800円を引き上げ、若年層に重点を置きつつ、おおむね30代後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給を引き上げ改定するもので、平均改定率については、1級11.1%、2級7.6%、3級3.1%、4級1.3%、5級から7級1.2%、8級1.1%で、平均改定率は3.0%の改定を行い、令和6年4月から遡及適用するものでございます。

次に③のボーナスについては、現行では4.50月分支給のところを、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当0.05月、勤勉手当を0.05月引き上げ、年間4.60月分とするものでございます。

資料中段の一般の職員の表を御覧ください。令和6年度の現行では、6月及び12月とも2.25月で年間4.50月となっております。そして、今回の改定では、令和6年度分の支給は6月には変更がございませんが、12月の期末手当の1.225月を0.05月引き上げて、1.275月として、勤勉手当の1.025月を0.05月引き上げて0.075月として合わせて年間4.60月とするものでございます。

なお、令和7年度につきましては、改定分の0.10月分を6月と12月に振り分けるものでございます。

資料2については、給与費明細書でございますので、後ほどお目通しをお願いします。

それでは、条例の説明をさせていただきます。1枚お開きください。

山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、山北町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

4枚お開きください。

第2条、山北町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で御説明いたしますので、もう一枚おめくりください。

山北町職員の給与に関する条例。新旧対照表、第1条関係でございます。

第17条第2項は、期末手当の支給率について規定しております。一般の職員の期末手当の支給率を定めており、改正後については、12月支給分を0.05月分引き上げて100分の127.5に改めるものでございます。

第3項につきましては、再任用職員の勤勉手当の支給率を定めており、改正後については、12月支給分を0.05月分引き上げて100分の71.25に改めるものでございます。第18条第2項は、勤勉手当の支給率について規定をしております。

1枚おめくりください。

第1号につきましては、一般の職員の勤勉手当の支給率を定めており、改正後については、12月支給分を0.05月分引き上げて100分の107.5に改めるものでございます。

第2号につきましては、再任用職員の勤勉手当の支給率を定めており、改正後については、12月支給分を0.05月分引き上げて100分の51.25に改めるものでございます。

別表第1の給料表につきましては、人事院勧告に基づき、平均改定率3.0%引き上げるものでございます。

4枚お戻り、4枚おめくりください。

山北町職員の給与に関する条例新旧対照表、第2条関係でございます。

第17条第2項につきましては、令和7年度以降の支給月数を規定しております。6月及び12月の期末手当が均等になるよう、それぞれ100分の125に改めるものでございます。

第3項につきましては、再任用職員の期末手当の支給率を定めており、6月及び12月の期末手当が均等になるよう、それぞれ100分の70に改めるものでございます。

第18条第2項第1号につきましては、6月及び12月の勤勉手当が均等になるよう、それぞれ100分の105に改めるものでございます。

第2号につきましては、再任用職員の勤勉手当の支給率を定めており、改正後については、6月及び12月の勤勉手当が均等になるよう、それぞれ100分の50に改めるものでございます。

6枚お戻りいただきたいと思います。

附則でございます。

施行期日等。

第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

第2条、第1条の規定による改正後の山北町職員の給与に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

給与の内払。

第3項、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山北町職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

説明は以上でございます。

議	長	説明が終わりましたので、議案第66号について質疑に入ります。 質疑のある方はどうぞ。 質疑ございませんか。 質疑がないので、議案第66号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。
---	---	---

（「異議なし」の声多数）

議	長	御異議ないので、採決いたします。 議案第66号について、原案に賛成者は挙手願います。
---	---	---

（全員挙手）

議	長	挙手全員。よって、議案第66号は原案どおり可決されました。 日程第3、議案第67号 山北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。 提案者の説明を求めます。
---	---	---

町長。

町 長 議案第67号 山北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年11月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、マイナンバー法等の一部改正法の施行により、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第67号 山北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての御説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

初めに、条例改正の概要でございますが、従来の紙の保険証は、令和6年12月2日以降発行がされなくなり、返還に応じない場合ということが発生しないため、過料の規定から削除するものです。

それでは、新旧対照表にて御説明させていただきます。1枚おめくりください。

第11条中第9項第5項に改め、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により、被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改めるものです。

それでは、1枚お戻りください。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、令和6年12月2日から施行する。

経過措置。

第2項、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定に

よりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、議案第67号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

児玉洋一議員。

11 番 児 玉 11番、児玉です。

すみません。初歩的な質問で恐縮ではございますが、こういったケースが考えられるのかといったところなんですけど、多分マイナンバーカードにこれから保険者、保険証がこうなっていくといったところと、あと現行の保険証も、やはり紙の保険証も、まだ恐らく使えてくるという話になってくると思うんですが、ケース、これからこの先こういった形になっていくのかというのをもう少し詳しく説明いただければ。

議長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 附則の経過措置のところで、この日、この条例の日、この条例の施行の日以降にということになってますので、それが12月2日となりますので、12月1日より前については、従前と同じように返還にどうしても応じないというような場合は、それは過料の対象になるということになりますが、ただ実際のところ、これまでに過料を取ったということはないです。ないような状況です。

なお、12月2日以降はマイナンバーカード自体を持っていない方ですとか、あるいはマイナンバーカードを持っていても健康保険とひもづけがされていないという方、ある程度一定数いますので、それらの方については、来年の7月31日までは、今の保険証を使えますので、それ以降は職権で資格確認書というのを送るというふうになってございます。

議長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 となると、何か町側から、今のそういった対象の方というんですかね、に関しては、何かある程度のアナウンスをこれからしていく、ひもづけといった意味で、何かそういうアクションが行われるということで、解釈でよろしいでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 これまでも、広報で。すみません、何月号かはちょっと覚えてないんですが、何回かはさせていただいております。ただ、ここでまた12月2日以降このようになりますので、その折々を見て、広報などで伝えていきたいと思っています。

議 長 ほかに質疑のある方。

大野徹也議員。

6 番 大 野 6 番、大野です。

国民健康保険の……。失礼しました。国民健康保険のその返還を求める方というのは、どのような方に対して返還を求めるのかということと、マイナンバーに変わった場合に、当然、もしかするとその方は無保険者という形になるということで、その場合にマイナンバーも返還に応じなければいけないのかどうかというのは、お聞きしたいんですが。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 まず、どのような場合に返還を要するかということなんですけども、一般的には提出をされたときですとか、お亡くなりになったときとなります。それに対して返還をしてくださいということになります。

あと、それから日本は国民皆保険制度となつてございますので、マイナンバーカードに健康保険証の情報がひもづけされていないとしても、マイナンバーカードを何ていうんですか、取り上げちゃうとか、そういうようなことはいいです。必ず国保に加入するときは、その前の保険を脱退したという証明書をつけてもらいますし、あるいは国保を抜けるという場合は、こちらから脱退したという証明書を出して、新たなところに加入するという仕組みになってますので、基本的には生活保護受給者以外は、そのようなケースはないというふうに認識してございます。

議 長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいませんか。

それでは、質疑が終わりましたので、議案第67号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、採決いたします。

議案第67号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第67号は原案どおり可決されました。

日程第4、報告第9号 専決処分の承認について（令和6年度山北町一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 報告第9号 専決処分の承認について。

令和6年度山北町一般会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年11月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、8月29日の台風10号の影響により大雨に伴う災害復旧のため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1枚おめくりください。

専決処分書。

令和6年度山北町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年9月17日。山北町長 湯川裕司。

2枚おめくりください。

令和6年度山北町一般会計補正予算（第4号）。

令和6年度山北町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正。

第1条、歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表、歳出予算補正」による。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議長 財務課長。

財務課長 報告第9号 令和6年度山北町一般会計補正予算（第4号）について、御

説明させていただきます。

今回の補正予算は、8月29日の台風10号の影響による大雨に伴う応急復旧経費を専決処分したもので、被害状況等につきましては、9月12日開催の議会全員協議会で御説明をさせていただいている内容となります。

それでは2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳出予算補正でございます。

歳出につきましては、10款災害復旧費及び13款予備費を補正するものでございます。

続きまして、事項別に御説明申し上げます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

2、歳出でございます。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林水産施設災害復旧費は、2,073万8,000円の増額です。小災害復旧費で、烏山農道、滝沢林道等の応急復旧工事でございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費は、1,936万5,000円の増額で、小災害復旧費として町道尺里高松線、孫子沢、用水としては皆瀬川用水等の応急復旧工事でございます。

3項観光施設災害復旧費、1目観光施設災害復旧費は、80万3,000円の増額で、小災害復旧費として洒水の滝の倒木の対応経費となっております。

4項その他公共施設等災害復旧費、1目その他公共施設等災害復旧費は647万円の増額で、小災害復旧費として丸山調整地、山市場地区等の法定外公共地の応急復旧工事でございます。

13款予備費は、4,737万6,000円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、報告第9号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

池谷仁宏議員。

2 番 池 谷 2 番、池谷です。

御説明いただきました。一つこの中身の質問とは少し異なるんですけども、お許しいただきたいと思います。

観光立町を掲げる我が町が観光施設災害復旧費、これ補正前予算ゼロになっております。今後この予算しっかりつけることを考えているかどうかお聞かせください。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 観光施設の災害復旧費につきましては、町の財源が限られているというところもございますので、なかなか被害前から予算を確保することが難しい状況もございます。ただし、今、議員御指摘のとおり、観光立町というところもございますので、必要な復旧が発生した際には、迅速に予算措置、今回のような形で専決処分等で議会の皆様と調整もさせていただきながら、速やかに予算措置はさせていただきたいと考えております。

以上です。

議 長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいませんか。

それでは、質疑が終わりましたので、報告第9号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 御異議ないので、採決いたします。

報告第9号について、原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 挙手全員。よって、報告第9号は原案どおり承認されました。

日程第5、報告第10号 専決処分の承認について（令和6年度山北町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第10号 専決処分の承認について。

令和6年度山北町一般会計補正予算（第5号）について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年11月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、10月27日執行の衆議院議員選挙に対応するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1枚おめくりください。

専決処分書。

令和6年度山北町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月1日。山北町長 湯川裕司。

2枚お開きください。

令和6年度山北町一般会計補正予算（第5号）。

令和6年度山北町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,078万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ61億4,608万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長
財 務 課 長

財務課長。

それでは、令和6年度山北町一般会計補正予算（第5号）を御説明させていただきます。

今回の補正予算は、10月27日執行の衆議院議員選挙に係る経費を専決処分したものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、17款県支出金、補正額1,078万1,000円を増額し、歳出につきましては、2款総務費を歳入と同額で補正するものでございます。

続きまして、事項別に御説明申し上げます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

17款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、補正額1,078万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳出につきましては、2款総務費、4項選挙費、6目衆議院議員選挙費1,078万1,000円の補正でございます。

7ページの説明欄ですが、主なものを御説明させていただきます。

報酬は、開票の立会人、開票管理者、選挙管理委員会の委員報酬で、投票管理者報酬、投票立会人報酬は、投票所の14か所と期日前投票11日間の報酬となっております。

次に、時間外勤務手当につきましては、従事職員の時間外勤務手当となっております。管理職員特別勤務手当も同様でございますが、こちらは課長級の手当でございます。

謝礼金、謝礼品につきましては、投票所やポスターの掲示場所の謝礼の関係でございます。

続きまして、普通旅費、委員旅費につきましては職員や選挙管理員の会議、報告等の旅費でございます。

次に、消耗品費でございますが、こちらはポスターの掲示板や啓発物品等の消耗品でございます。

燃料費は、レンタカーの燃料代、食糧費につきましては、立会人等の食事代でございます。

印刷製本費につきましては、氏名等掲示の共同印刷でございます。

修繕費は、投票用紙計数機の修理代でございます。

次の通信運搬費につきましては、入場券の郵送料等でございます。

電話料につきましては、開票所の臨時電話や投票所の携帯電話10台の電話代でございます。

手数料は、選挙公報の配布の手数料などでございます。

続きまして、ポスター掲示板設置撤去業務委託料。こちらは掲示板の設置や撤去の委託料でございます。

次に、選挙公報仕分配布業務委託料、こちらは仕分や配布をするための委託料でございます。

次の入場券印刷製本業務委託料は、入場券の印刷をアウトソーシングで行うものでございます。

保守業務委託料は、国民審査自動読み取り機・投票用紙交付機について、保守業務を委託するものでございます。

次の自動車借上料につきましては、レンタカー13台、投票所等借上料につきましては、投票所9か所分でございます。

携帯電話借上料は10台分。そして空調機等使用料は、投票所の空調使用料でございます。

次の施設借上料につきましては、個人演説会を実施する場合の施設の借上料でございます。

選挙備品購入費につきましては、投票用紙交付機を2台購入するものでございます。

次の会計年度任用職員経費は、期日前投票の職員の経費でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。まず1の特別職でございますが、こちらの表の一番下段、比較の欄を御覧いただきますと、その他の特別職につきまして、86人分118万7,000円の増額となっております。こちらは選挙関係の管理者や立会人の方の分でございます。

次の2、一般職でございますが、(1)総括の給与費の中の報酬29万1,000円の増につきましては、会計年度任用職員分、それから職員手当485万4,000円の増につきましては、選挙に従事した職員の時間外勤務手当でございます。

その他、後ほどお目通しいただければと思います。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、報告第10号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、報告第10号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 御異議ないので、採決いたします。

報告第10号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

- 議長 挙手全員。よって、報告第10号は原案どおり承認されました。
- 日程第6、議案第68号 令和6年度山北町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町長 議案第68号 令和6年度山北町一般会計補正予算（第6号）。
- 令和6年度山北町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。
- 歳出予算の補正。
- 第1条、歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表、歳出予算補正」による。
- 令和6年11月25日提出。山北町長 湯川裕司。
- 提案理由でございますが、今回の補正予算は人事院勧告等に伴う人件費の補正をするものです。
- 詳細については担当課のほうから説明いたします。
- 議長 財務課長。
- 財務課長 それでは、議案第68号 令和6年度山北町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。
- 初めに、今回の補正予算は、人事院勧告及び令和6年中の人事異動等に伴う支出科目の組替えによる経費などを補正するものでございます。
- それでは2ページ、3ページをお願いいたします。
- 第1表、歳出予算補正でございます。今回の補正予算は、歳出のみの補正予算となります。
- 歳出につきましては、1款議会費から13款予備費までを補正するものでございます。
- 次に、事項別明細書で御説明いたします。6ページ、7ページをお願いいたします。
- 2、歳出でございます。1款議会費、1項議会費、1目議会費は、職員2名分の人件費で49万2,000円の減額補正でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費につきましては、特別職ほか職員38名分で、特別職につきましては、共済組合負担金29万4,000円の増額、職員につきましては、38名分の給料、職員手当等、共済費をそれぞれ補正するものでございます。

一般経費につきましては、退職手当組合負担金を1,284万6,000円増額するものでございます。

2、徴税費につきましては、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

1 目税務総務費は、職員 8 名分で給料、職員手当等、共済費合わせまして3万9,000円の減額補正でございます。

3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費は、職員 3 名分で、給料職員手当等、共済費合わせまして15万8,000円の減額補正でございます。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費は職員 1 名分で、給料、職員手当等、共済費合わせまして188万9,000円の増額補正でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費は、職員 6 名分で給料、職員手当等、共済費合わせまして672万8,000円の増額補正でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

2 目国民年金事務費は、職員 1 名分で給料、職員手当等、共済費合わせまして20万3,000円の増額補正でございます。

4 目老人福祉費は職員 1 名分で、給料、職員手当等、共済費合わせて58万6,000円の増額補正でございます。

6 目国民健康保険事業特別会計繰出金は職員 4 名分の人件費を国保会計へ繰り出すものでございます。

7 目介護保険事業特別会計繰出金は職員 3 名分の人件費を介護会計へ繰り出すものでございます。

2 項児童福祉費、3 目保育園費につきましては、職員 7 名分で給料、職員手当等、共済費合わせまして208万4,000円の減額補正でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

5 目認定こども園費につきましては、職員14名分で給料、職員手当等、共済費合わせまして98万円の増額補正でございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費は職員 6 名分で給料、

職員手当等、共済費合わせまして694万7,000円の減額補正でございます。

2項清掃費、1目清掃総務費につきましては、職員9名分で給料、職員手当等、共済費、合わせまして223万1,000円の増額補正でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費につきましては、職員5名分で給料、職員手当等、共済費合わせまして441万6,000円の減額補正でございます。

2項林業費、1目林業総務費につきましては、職員4名分で給料、職員手当等、共済費合わせまして498万2,000円の増額補正でございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費につきましては職員8名分で、給料、職員手当等、共済費、合わせまして287万3,000円の増額補正でございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきましては、職員7名分で、給料、職員手当等、共済費、合わせまして115万1,000円の増額補正でございます。

5項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、職員3名分で、給料、職員手当等、共済費、合わせまして148万7,000円の増額補正でございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、特別職ほか、職員13名分で、特別職につきましては共済組合負担金154万2,000円の増額、職員につきましては、給料、職員手当等、共済費、合わせまして537万3,000円の増額補正でございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

3項山北中学校費、1目学校管理費につきましては、職員1名分で、給料、職員手当等、共済費、合わせまして51万5,000円の増額補正でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費につきましては、職員4名分で、給料、職員手当等、共済費、合わせまして43万8,000円の減額補正でございます。

5項社会教育費、4目生涯学習センター費につきましては、職員3名分で、給料、職員手当等、共済費、合わせまして194万5,000円の増額補正ござい

ます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

13款予備費につきましては、3,983万7,000円を減額補正するものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。23ページ上段、ア、会計年度任用職員以外の職員数は補正後が138人、1名の減となっております。町全体の職員数につきましては150人となっております。内訳は一般会計が138人、国保会計が4人、介護会計が3人、水道会計が3人、下水道会計が2人という内訳になってございます。

そのほかにつきましては、後ほど、お目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第68号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、議案第68号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。議案第68号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第68号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第69号 令和6年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第69号 令和6年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。

令和6年度山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ133万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億356万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は人事院勧告等に伴う人件費の補正をするものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

それでは、議案第69号 令和6年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、4款の繰入金について、133万4,000円の減額を行うものでございます。

歳出につきましては、1款の総務費について、歳入と同額の133万4,000円の減額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目の一般会計繰入金につきまして、職員給与費等繰入金について133万4,000円を減額するものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきまして、職員の人件費の改定により、給料、職員手当等、共済費を合わせて同額の133万4,000円を減額するものでございます。

6ページ、7ページの給与費明細書でございますが、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、議案第69号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、議案第69号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。

議案第69号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第69号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第70号 令和6年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第70号 令和6年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

令和6年度山北町の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ230万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億8,180万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は人事院勧告に伴う人件費の補正をするものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第70号 令和6年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

9ページ、10ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、8款の繰入金について、230万8,000円を減額するも

のでございます。

歳出につきましては、1 款の総務費について、歳入と同額の約230万8,000 円の減額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

11ページ、12ページをお開きください。

歳入でございますが、8 款 1 項 1 目の一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金について、230万8,000円を減額するものでございます。

歳出でございますが、1 款 1 項 1 目の一般管理費について、職員の人件費の改定により、給与、職員手当等、共済費を合わせて同額の230万8,000円を減額するものでございます。

13ページ、14ページの給与費明細書でございますが、後ほどお目通しをお願いいたします。

御説明は以上になります。

議長 説明が終わりましたので、議案第70号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

府川輝夫委員。

8 番 府 川 14ページのアですか、職員数のところを見ますと、補正前は合計で4名いられて、補正後は合計3名になったと。そんなことの中で減額だということだと思われまじけれども、この定数が1人減ったというのは、本来4人必要だったけども減ったのか、その辺の状況を説明していただきたいと思います。

議長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 介護保険事業特別会計の中で見ている人件費は、確かに、当初予算が4人で補正後は3人ということになってるんですが、衛生組合からの出向職員が介護の業務を行っておりまして、その方の分の人件費は一般会計で見えますので、人数としては4人で変わらないと。そのうちのうち3人分を介護の特別会計で見ているというものでございます。

議長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

それでは、質疑が終わりましたので、議案第70号について討論を省略し、

直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。

議案第70号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第70号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第71号 令和6年度山北町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第71号 令和6年度山北町水道事業会計補正予算(第1号)。

総則。

第1条、令和6年度山北町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

収益的支出。

第2条、令和6年度山北町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のように補正する。

第1款。科目、水道事業費用。既決予定額1億9,842万2,000円。補正予定額ゼロ。計1億9,842万2,000円。

第1項水道営業費用。既決予定額1億8,607万3,000円、補正予定額マイナス60万円。計1億8,547万3,000円。

第3項水道予備費。既決予定額221万8,000円。予定補正額プラス60万円。計281万8,000円。

資本的支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「8,423万3,000円」を「8,424万1,000円」に、建設改良積立金「3,663万9,000円」を「3,664万7,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款、資本的支出。既決予定額1億352万6,000円。補正予定額8,000円。計1億353万4,000円。

第1項増設改良費。既決予定額6,559万7,000円。補正予定額8,000円。計6,560万5,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費。既決予定額2,478万1,000円。補正予定額マイナス59万2,000円。計2,418万9,000円。

令和6年11月25日提出。山北町長 湯川裕司。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長

上下水道課長。

上 下 水 道 課 長

それでは、議案第71号 令和6年度山北町水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

3ページの上段を御覧ください。

令和6年度補正予算実施計画収益的収入及び支出の支出でございます。

1款1項3目の総係費を60万円減額し、3項1目の予備費を60万円減額するものでございます。

明細につきましては4、5ページの上段を御覧ください。

1款1項3目の総係費につきましては、人事院勧告に伴い、60万円を減額するものです。内訳としましては、20節の給与費が職員2名分で78万9,000円の減、30節の手当等を26万3,000円の増額、50節法定福利費を7万4,000円減額するものです。

3項1目の予備費については60万円を増額するものでございます。

戻りまして、3ページの下段を御覧ください。

令和6年度補正予算実施計画資本的収入及び支出の支出でございます。1款1項1目の排水設備工事費の既決予定額を、建設改良積立金より8,000円増額し、5,898万円にするものです。

明細につきましては、4、5ページの下段を御覧ください。

1款1項1目の排水設備工事費につきましては人事院勧告に伴い、20節の給料が職員1名分で24万4,000円の増額、30節手当等を35万1,000円の減額、40節法定福利費を11万5,000円増額するものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

給与費明細書でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上になります。

議長 説明が終わりましたので、議案第71号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、議案第71号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、採決いたします。議案第71号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第71号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第72号 令和6年度山北町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町議長 議案第72号 令和6年度山北町下水道事業補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和6年度山北町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和6年度山北町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款。科目、下水道事業収益。既決予定額3億8,550万6,000円。補正予定額5万円。計3億8,555万6,000円。

第2項、下水道運営外収益。既決予定額1億2,902万5,000円。補正予定額5万円。計1億2,907万5,000円。

支出。第1款、下水道事業費用3億8,550万6,000円。補正予定額5万円。計3億8,555万6,000円。

第1項下水道営業費用3億5,164万9,000円。補正予定額2,000円。計3億

5,165万1,000円。

第4項下水道予備費100万円。補正予定額4万8,000円。計104万8,000円。

議会の議決を経なければ理由をすることのできない経費。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費。既決予定額1,472万7,000円。補正予定マイナスの68万2,000円。計1,404万5,000円。

令和6年11月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は人事院勧告等に伴う人件費の補正をするものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長

上下水道課長。

上 下 水 道 課 長

それでは、議案第72号 令和6年度山北町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。令和6年度補正予算実施計画収益的收入及び支出でございます。

収入につきましては、1款2項8目の雑収益を5万円増額するものです。支出につきましては、1款1項1目の管渠費を63万4,000円を増額し、2目の総係費を63万2,000円減額します。4款1目の予備費は4万8,000円を増額するものです。

明細につきましては、3ページ、4ページをお開きください。

まず収入ですが、1款2項8目の雑収益につきましては違反工事による過料金5万円の収入です。

次に歳出ですが、1款1項1目の管渠費は、下水道管路流末に設置されている流量計が故障したため、修繕費63万4,000円を増額、2目の総係費につきましては、人事院勧告に伴い63万2,000円を減額するものでございます。

内訳としましては、10節の給料が職員2名分で53万7,000円の減額、20節手当等が22万8,000円の減額、50節法定福利費が8万3,000円を増額です。170節印刷製本費は、マンホールカードの印刷代5万円を計上するものでございます。

4款1目予備費につきましては、調整により4万8,000円を増額するもの

とするものでございます。

5 ページ、6 ページをお開きください。

給与費明細書となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。
説明は以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第72号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、議案第72号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議ないので採決いたします。議案第72号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第72号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、令和6年第4回山北町議会臨時会の議事日程を終了しましたので、閉会いたします。

なお、全員協議会を11時、全員協議会を11時から401会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。(午前10時45分)